

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人 の区分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出 の有無
(社)精密工学会	年会費	150,000	150,000	4/22	当法人は、精密工学に関する調査研究等を行っており、貨幣製造技術を維持・向上させるために有益な学術情報を、会誌の購読、講習会への参加等を通じて得る必要があると判断したため。	公社	国所管	貨幣製造技術の維持・向上を図る観点から、継続加入する。	有
(社)日本クレーン協会	講習等受講料 (玉掛け技能、クレーン運転)	622,100		7/8,10/7,12/16, 12/16,2/3,2/3,2/10		特社	国所管	貨幣製造に必要なクレーン作業の安全確保を図る観点から、継続受講する。	有
(社)日本塑性加工学会	年度賛助会費	100,000	100,000	4/22,8/26	当法人は、塑性加工に関する研究発表等を行っており、貨幣製造技術を維持・向上させるために有益な学術情報を、会誌の購読、学会主催行事への参加等を通じて得る必要があると判断したため。	特社	国所管	貨幣製造技術の維持・向上を図る観点から、継続加入する。	有
(公社)日本監査役協会	年会費	160,000	・1名 100,000 ・2名以降 60,000 計2名	4/15	当法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。	公社	国所管	監事業務に有益なことから、継続加入する。	有
(社)日本内部監査協会	年会費	100,000	100,000	4/15	当法人は、内部監査及びこれに関連する諸分野に関する調査研究を行っており、内部監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。	特社	国所管	年会費として支出する額に対して、講習会等を通じて得られる便益が見合っていないことから、平成23年度をもって退会する。	無
(社)産業環境管理協会	講習受講料(公害防止管理者)	252,240		12/2,12/22,1/1 2,1/16,1/16,1/1 6,1/20,1/20,1/2 7,2/3		特社	国所管	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により公害防止管理者の選任が義務付けられているため、継続受講する。	有

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人 の区分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出 の有無
(財)日本消防設備安全センター	受講料及び免状 交付申請手数料 (消防設備点検 資格者)	272,500		4/22,4/22,6/8,9 /7,9/7,9/15,11/ 21,1/16,2/10,2/ 17		特財	国所管	貨幣製造設備等の防災管理 の観点から、継続受講する。	有
(財)消防試験研究センター	受験料及び免状 交付手数料(危 険物取扱者等)	118,560		4/8,4/27,6/24,6 /24,7/6,9/29,10 /7,10/11,10/11, 10/19,10/20,12 /7,1/6,1/6,1/6, 1/13,1/13,1/13, 1/16,1/20,1/20, 3/23,3/26		特財	国所管	貨幣製造等に使用する危険物 の管理の観点から、継続受験 する。	有
(社)日本プラントメンテナ ンス協会	受講料及び受験 料(自主保全士、 機械保全技能)	1,288,140		8/12,8/12,8/26, 8/26,11/4,11/4, 11/4,11/11,11/ 11,11/18,11/18, 12/2,12/2,12/9, 12/9		公社	国所管	貨幣製造等設備の安定稼働 の観点から、継続受験する。	有
(社)日本電気協会	受講料(低圧電 気取扱者労働安 全衛生特別教育 等)	191,660		4/22,6/3,7/6,7/ 29,12/9,12/9,12 /9,12/9,12/9,12 /9,12/9,12/9		特社	国所管	貨幣製造設備等の安定稼働 の観点から、継続受講する。	有
(社)日本医師会	年会費	182,000	・A会員 126,000×1機関 ・B会員 28,000×2機関	4/15,4/15,8/12, 8/12,12/16	当法人は、医師の生涯研修、地 域医療の推進発展、保険医療の 充実に関する事業等を実施して おり、診療所における医療業務を 行うにあたり、それらの情報を機 関誌、講演会等の場を通じて得 ることが必要であると判断したた め。	特社	国所管	労働安全衛生法令により産業 医の選任が義務付けられている ため、継続入会する。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。